

平成28年第3回
利根町議会定例会会議録 第5号

平成28年9月16日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	石井公一郎君	7番	坂本啓次君
2番	新井滄吉君	8番	高橋一男君
3番	石山肖子君	9番	今井利和君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	五十嵐辰雄君
6番	船川京子君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
教 育 長	杉山英彦君
総 務 課 長	清水一男君
企 画 財 政 課 長	飯塚良一君
税 務 課 長	石川篤君
住 民 課 長	岡野寛之君
福 祉 課 長	石田通夫君
子 育 て 支 援 課 長	大野敏明君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	秋山幸子君
環 境 対 策 課 長	大津善男君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長	武藤武治君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大越直樹君
都 市 建 設 課 長	鬼澤俊一君
会 計 課 長	菅田哲夫君
学 校 教 育 課 長	寺田寛君
生 涯 学 習 課 長	坂田重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	六 本 木 通 男
書	記 宮 本 正 裕
書	記 矢 口 敬 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

平成28年9月16日（金曜日）

午前10時開議

- | | | |
|-------|----------------------------|--|
| 日程第1 | 議案第38号 | 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第39号 | 利根町空家等対策協議会条例 |
| 日程第3 | 議案第40号 | 平成28年度利根町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議案第41号 | 平成28年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第42号 | 平成28年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第43号 | 平成28年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第7 | 議案第44号 | 平成28年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第45号 | 平成28年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第46号 | 平成28年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第48号 | 平成27年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第11 | 議案第49号 | 平成27年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第12 | 議案第50号 | 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の
件 |
| 日程第13 | 議案第51号 | 平成27年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第14 | 議案第52号 | 平成27年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第15 | 議案第53号 | 平成27年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定
の件 |
| 日程第16 | 議案第54号 | 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の
件 |
| 日程第17 | 議員派遣の件 | |
| 日程第18 | 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件 | |
| 日程第19 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第38号
- 日程第2 議案第39号
- 日程第3 議案第40号
- 日程第4 議案第41号
- 日程第5 議案第42号
- 日程第6 議案第43号
- 日程第7 議案第44号
- 日程第8 議案第45号
- 日程第9 議案第46号
- 日程第10 議案第48号
- 日程第11 議案第49号
- 日程第12 議案第50号
- 日程第13 議案第51号
- 日程第14 議案第52号
- 日程第15 議案第53号
- 日程第16 議案第54号
- 日程第17 議員派遣の件
- 日程第18 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（井原正光君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（井原正光君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

決算審査特別委員会委員長から、委員会審査報告書が提出されておりますので、その写しをお手元に配付してあります。

以上、報告します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、議案第38号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第38号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第2、議案第39号 利根町空家等対策協議会条例を議題とします。

本案に対し、質疑通告している議員は2名です。

これから、本案に対する質疑を行います。

通告順により、6番船川京子議員。

○6番（船川京子君） それでは、質疑をさせていただきます。

初めに、第4条第2項、委員は、町長及び次に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱するとあります。ここで、任命又は委嘱と表現された理由をお伺いいたします。

次に、同じく第4条第2項に構成委員が掲げられています。また、第5条第2項には、特定の職により任命又は委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとするとしてあります。区長会の役員、法務局の職員、弁護士、建築士、大学の教員などと職業及び資格を限定された理由をお伺いいたします。

次に、第8条に、協議会の補助機関として利根町空家等対策調整部会を置くとしてありますが、補助機関とされた理由と、第4項に調整部会は会長から指示された事項についての調査及び検討を行い、その結果を協議会に報告するものとする、その役割を位置づけられた理由をお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） それでは、船川議員の質疑にお答えいたします。

まず、第4条第2項の任命又は委嘱とされている理由とのご質問でございますが、附属機関である協議会などの委員に、民間の方やその行政機関に属さない方を任命する場合、

任命権者と任命される者の間に特別な権力関係が存在しませんので、敬意を表して委嘱としております。逆に、任命権者と特別な権力関係が存在する場合、任命としております。

今回、第2項第2号で規定してあります区長会役員は、非常勤特別職の職員として町長が委嘱しておりますので、任命権者と特別な権力関係が存在しますので任命としております。その他は、委嘱という用語を用いております。

次に、資格及び職業を限定した理由についてでございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の第7条第2項に、協議会の委員の代表例が規定されております。さらに、国が定めている空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針、それと県が示した協議会設置条例の標準例、そこには協議会委員の具体的な職業が示されておまして、その中から町が必要とした委員を第1号から第8号まで規定したものでございます。

続きまして、第8条の調整部会を置く理由と役割を位置づけた理由とのご質問でございますが、国が定める空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針、この中には実施体制の整備ということで、市町村内の関係部局による連携体制を構築することが重要であると示されていることから、第8条で協議会の補助機関として連携が必要と思われる7課の課長をもって組織する調整部会を設置し、庁内の連携を図るとともに、会長から指示されました事項についての調査及び検討を行い報告することと規定したもので、関係課で事前に調査検討を行いまして、協議会で審議が適切に行われるようにするため、関係各課長により補助機関を設置したものでございます。

以上です。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） それでは、最初の質疑なんですけれども、今の課長の説明で内容は理解をいたしました。ただ、関係行政機関の職員が入っていないことや町民の代表である区長会の役員の方に関して、今、課長もおっしゃったように、幾らかの敬意を込め、より丁寧な表現を用いるという選択肢も考えられるのではないかと思います。今のお答えで理解いたしました。

それでは、2点目の質疑なんですけれども、今のお答えを伺う中で、これだけの人材を確保し続け、中には学識経験者ではなく任期満了までに現役でいることが望ましい方もいらっしゃるのではないかと考えますが、その対応についてお伺いしたいと思います。

それと、3番目の第8条についてはこれで結構です。

○議長（井原正光君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） それでは、人材確保のその対応とのご質問でございますが、昨年の5月18日付で茨城県土木部都市局住宅課長から、空家等対策の推進に係る県及び県内市町村との連携体制の構築についての依頼文書が、弁護士会、司法書士会、宅地建物取引業者協会、建築士会宛てに出されてございます。

連携体制の内容といたしましては、空家の情報提供サービスや、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条の協議会設置に伴う構成委員の選定に関する仲介やあっせんに関する内容となっております。このことから利根町で協議会の委員を設定する際には、弁護士会や司法書士会などと連携をとらせていただきまして、委員の選定に協力していただき、委嘱する予定でございます。

また、第5条第2項の任期のことでございますけれども、第1項と第2項に規定してございます、町議会の議員と区長会役員は任期満了による場合と、その他の委員につきましては、その資格を失った場合や定年退職した場合には委員の職を失うと規定してございます。ただし、第5号で規定してございます法務局職員、こちらを委嘱する場合には、任期満了中には定年退職しないような職員を委員として委嘱する予定でございます。

以上でございます。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 今のお答えで、これだけの人材を条例化し、これから先、確保し続けていくその形態ができ上がっているということを理解いたしましたので、私の質疑はこれで終わります。

○議長（井原正光君） 船川議員の質疑が終わりました。

次に、1番石井公一郎議員。

○1番（石井公一郎君） 石井です。それでは、質問いたします。

第1条で空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、利根町空家等対策協議会を設置するというようなことで、この3条で、協議会は次に掲げる事項を協議すると。1空家対策計画の作成、変更、実施に関すること。それに2番で、空家等が特定空家等に該当するか否かの判断。3で空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針。4番で特定空家等に対する措置の方針というようなことで、5番は結構ですけれども、この辺を細かく説明していただきたい。

それに、県では市町村に空家情報の調査、手法や整備すべきデータをまとめ、早期のデータベースを整備するよというようなことがあったと思うのですけれども。データベース化されているのは、県では市町村で18市町村あると。利根町もこの中に入っていると思うのですけれども、その辺を3条と一緒に説明していただきたい。

○議長（井原正光君） 答弁を求めます。

大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） それでは、石井議員の質問にお答えいたします。

第3条の第1号から第4号までを詳しくということでございます。

まず、第1号の空家等対策計画の作成及び変更並びに実施等に関するところでございますが、計画といたしましては、庁内における防災、衛生、景観等、空家等がもたらす問題に関係各課が連携し、空家等に関する対策をさまざまな分野で記載した総合的な計画の作成

を協議するものでございます。

また、実施につきましては、空家等対策計画の公表にあわせて、空家等の適正な管理を行うことの重要性や管理不十分な空家等の周辺地域にもたらす諸問題についての広報を行ったり、協議会における協議の内容を住民に公表したりすることによって、地域全体での対処法を検討し共有することができるようにするなどを協議するものでございます。

第2号の空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関しましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条に規定されてございます、倒壊等著しく安全上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、このような状態が一つでもあれば特定空家になりますが、周辺の建物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか、さらには悪影響の程度と危険等の切迫性などを含めた判断基準をもとに、特定空家等に該当するか否かを協議するものでございます。

第3号の空家等の調査及び特定空家と認められたものに対する立入調査の方針に関することにつきましては、特定空家等に対する措置の事前準備として行う協議でございまして、外観目視による調査では状況がわからない場合、必要最小限の範囲で敷地または建物内に立ち入り、柱やはりなどの内部の状況を確認する必要がある場合に立入調査の方針を協議するものであります。

第4号の特定空家等に対する措置の方針に関することにつきましては、第2号で特定空家等と認めた場合、措置の実施のための立入調査を行い、その後、特別措置法第4条の規定によりまして、初めは助言、指導から始まり、次に勧告、次に命令を行います。それでも改善できない場合、最終的には代執行という措置を講ずるようになります。第4号では、そのような方針を協議するものでございます。

それと、データベースが茨城県内で18市町村できていると、石井議員のほうで言ったことに関して、この調査を行った段階では利根町としてはまだデータベースはできておりませんが、今現在はもうできてございます。次の調査の段階で、できているというふうに県に報告する予定となっております。

以上でございます。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） ありがとうございます。

それで、今説明があったように、一番の計画ですよね、対策計画。これは、防災、衛生等で総合的に計画するんだというようなことで、これが計画が一番大事だと思います。

それに、この前の全員協議会で話はある程度あったのですが、適正に管理されていない空家23軒あるというようなことなのですけれども、これは最終的に適正に管理されていないというような家屋に対しては、最終的に協議会がそのように判断した場合は、上位法の

規定で最終的には、先ほど言われたように代執行とかそっちのほうまで行くんだというようにすることでよろしいですか。

○議長（井原正光君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） 石井議員のおっしゃるとおりでございます。以上です。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） 的確な計画をつくって、要するにみんなに迷惑かけないようなことをお願いしたいと思います。終わります。

○議長（井原正光君） 石井議員の質疑が終わりました。

以上で議案第39号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第39号 利根町空家等対策協議会条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第3、議案第40号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案に対し、質疑通告している議員は4名です。

これから、本案に対する質疑を行います。

通告順により、6番船川京子議員。

○6番（船川京子君） 一般会計補正予算（第3号）、ページで言いますと9ページ、国庫補助金、民生費補助金、保育対策総合支援事業費補助金についてお尋ねいたします。

補助金の内容と布川保育園にビデオカメラを設置する経緯及び町内他保育園におけるビデオカメラ設置状況をお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 質疑に対する答弁を求めます。

大野子育て支援課長。

○子育て支援課長（大野敏明君） それでは、船川議員のご質疑の保育対策総合支援事業

費補助金についてご説明いたします。

議案第40号、ただいま船川議員がおっしゃった補正予算9ページの款13国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金で、右側の説明の欄に記載されました保育対策総合支援事業費補助金7万5,000円についてでございますが、この補助金につきましては、保育所等における業務効率化推進事業として、保育園における保育中の事故防止または事故後の検証のためと、それと保育士業務の勤務環境の改善、または労務負担の軽減を図る目的も含めまして打ち出された補助金でございます。

この事業につきましては、保育室にビデオカメラを設置するため必要な費用を補助するものでございまして、1施設当たりの基準額の上限が10万円となっており、国の補助率4分の3で7万5,000円、町の補助率4分の1で2万5,000円とした事業でございます。また、事業総額が10万円を超える部分の額につきましては、事業者負担となっております。

この事業の補助申請につきましては、町内3カ所の保育園に情報を提供しまして、あっせんをしたところでございますが、その中で布川保育園がビデオカメラを設置したいとして事業実施を希望されましたので、歳出19ページの目、児童措置費の右側の説明の欄の中段の丸、保育対策総合支援事業の19負補交で補助金として10万円を布川保育園に補助したいために補正予算を計上し、子育て支援課が歳入歳出予算の執行を図るものでございます。

なお、他の文間保育園、それから東文間保育園につきましては、既にビデオカメラを設置してあるとのことでした。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 船川議員の質疑が終わりました。

次に、1番石井公一郎議員。

○1番（石井公一郎君） それでは、議案第40号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第3号）の9ページをお願いいたします。

9ページで、国庫支出金の目で民生費国庫補助金で、児童福祉費補助金175万4,000円、これは子ども・子育て支援整備交付金251万7,000円、子ども・子育て支援交付金、これは文間小児童クラブの件だと思ふんですけれども、これが83万8,000円の減、差し引き167万9,000円の増であります。

めくっていただきまして、10ページの県支出金、この中で児童福祉費補助金、ここでも子ども・子育て支援整備交付金で251万7,000円、子ども・子育て支援交付金で83万8,000円の減、同額で167万9,000円ずつ増となっているというようなことで、これは国の補助制度が変更されたためというようなことで説明を受けたのですけれども、その辺と、それに関連がありますので、歳出の18ページの児童措置費、その中で19番の負補交、それで病児保育事業費補助金350万円が増額で載っております。先ほど歳入で説明してきた167万9,000円、それに県費のほうでも167万9,000円、それを足すと335万8,000円。本来は、この額が歳出のほうで入ってくるのではなからうかと思ったのですけれども、その辺について、担

当課長のほうで説明をお願いいたします。

○議長（井原正光君） 図書館費はやらないの。

○1番（石井公一郎君） それは後で。

○議長（井原正光君） 後というと、3回しかできない、全体で。

○1番（石井公一郎君） いや、そんなにやらないから。

○議長（井原正光君） 質疑に対する答弁を求めます。

大野子育て支援課長。

○子育て支援課長（大野敏明君） それでは、石井議員のご質疑、まず歳入における子ども・子育て支援整備交付金及び子ども・子育て支援交付金についてと、歳出における病児保育事業費補助金についてご説明いたします。

議案第40号の補正予算書で歳入からご説明します。

歳入事項の9ページの款13国庫支出金，項2国庫補助金，目2民生費国庫補助金，節2児童福祉費補助金で、右側の欄に記載されました子ども・子育て支援整備交付金251万7,000円と、その下の子ども・子育て支援交付金マイナス83万8,000円については、同じ事業で関連します歳入事項10ページの款14県支出金，項2県補助金，目2民生費県補助金，節4児童福祉費補助金で、右側の説明の欄に記載された同じ子ども・子育て支援整備交付金251万7,000円と、その下の子ども・子育て支援交付金マイナス83万8,000円については、国、県ともそれぞれ同じ名称で同じ内容での補正予算でございます。

まず、子ども・子育て支援整備交付金251万7,000円ですが、この交付金251万7,000円の内訳としまして、企画財政課長が補正予算の説明でも話して説明したとおりでございますが、この中に二つの項目事業がございます。なお、この二つの項目事業につきましては、制度的に同じ名称の交付金でございますので、一括でこの名称一つで計上をさせていただきました。その内訳としまして、2項目の事項は補正予算には明記されておりませんので、ご了承をお願いしたいと思います。

まず一つ目の事項としましては、この中に文間小放課後児童クラブ教室整備、新築整備にかかわるものが含まれております。これは、交付金制度の改正により、補助基準限度額の引き上げが図られまして、国、県それぞれ17万9,000円の増額となりました。しかし、この増額につきましては、既に当該整備工事の契約も済んでいる事業費の中での補助基準限度額の変更のため、歳出額の変更までは及びません。

石井議員がお話されたその差額、それぞれ167万9,000円と、国、県ということですが、この中には文間小学校の児童クラブのほうの補助金のものが17万9,000円が入っていますので、差し引きますと、病児保育に係るものは国、県とも150万円というふうに理解していただければと思っております。

二つ目としましては、病児保育にかかわるものでございまして、国の補助金制度において大きな見直しを図られました。主に大幅な補助金対象事業の拡大がされまして、新たに

整備費として233万8,000円の増額が認められたものでございます。そのため、一つ目の文
間小放課後児童クラブの教室、新築工事にかかわる17万9,000円の増額と、二つ目の病児保
育整備にかかわる233万8,000円の増額を合計しますと251万7,000円となりまして、補正予
算書の歳入事項9ページの右側の欄の説明事項下から4行目と、同じく10ページの右側の
欄の説明事項上から2行目で、国、県それぞれ子ども・子育て支援整備交付金251万7,000
円を歳入補正で計上したものでございます。

また、子ども・子育て支援交付金マイナス83万8,000円でございますが、これは、病児保
育整備にかかわるもので、今説明したとおり、国の交付金制度の大きな見直しによりまし
て、病児保育整備においては、子ども・子育て支援整備交付金に含まれるというようなこ
とになりまして、子ども・子育て支援交付金の対象外となりましたので、マイナス83万8,000
円を計上するもので、補正予算書の歳入事項9ページの右側の欄の説明事項下から3行目
と、同じく10ページの右側の欄の説明事項上から3行目で、国、県それぞれ子ども・子育
て支援交付金マイナス83万8,000円を歳入補正で計上するものでございます。

さらに、この歳入補正に伴い、その額を歳出においても補正するもので、補正予算書の
18ページの款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、節19負補交で同ページの右側
の欄の説明事項下から7行目で、病児保育事業費補助金として350万円を増額するもので
ございます。これは、先ほど歳入でも説明しましたが、子ども・子育て支援整備交付金251
万7,000円のうち、病児保育事業にかかわるものとして国交付金233万8,000円と、同じく県
交付金233万8,000円の合計で467万6,000円となり、そこから子ども・子育て支援交付金の
国交付金マイナス83万8,000円と、同じく県交付金マイナス83万8,000円の合計でマイナス
167万6,000円となり、それぞれ国、県の歳入増減額の差し引き合計で300万円となる
ところでございます。そこに、制度的に町の負担として増額分が当初予算から計算しますと50万
円が増額となり、トータルで350万というようにございまして。つまり、国、県で300
万の増額、それから町で50万の増額をして、トータルしますと、病児保育事業費補助金と
しては、歳出補正額350万となり計上したもので、子育て支援課が歳入歳出予算の執行を
図るものでございます。

これにより、病児保育事業費補助金の歳出額の総額は、当初予算993万5,000円と、今回
の補正額350万を合わせて1,343万5,000円となり、補助率国が3分の1、県が3分の1の交
付金制度を取り入れ実施するもので、現在予定されている事業としまして、もえぎ野わか
ば保育園内に社会福祉法人河内厚生会が事業実施を計画しておりますので、補助金を交付
して民間活力を支援して、さらなる利根町の子育て支援の強化を図るものでございます。

なお、この病児保育事業ということでございますけれども、ご承知とは思いますが、
も説明させていただきます。子供の病気などの場合、保護者が就労等により自宅での保育
が困難な場合に対応するため、保育園内に病児保育専用スペースを設けまして、病気の児
童を一時的に保育するほか、その保育中に体調不良となった児童への緊急対応等も行える

先進的な保育事業でございます。

茨城県内には、現在12カ所が設置されておりまして、県南地区には、つくば市に3カ所、龍ヶ崎市に1カ所が運営されているところございまして、さらに利根町でも計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） 細かく言っていただいて大変ありがとうございました。

今、子育て支援課長の答弁を聞きまして、一つは文間小学校放課後児童クラブの教室新築整備と、二つ目は病児保育整備事業というようなことで、それを行って先進的な、ここで今言われたように、病児保育については今やっているところは、つくば、龍ヶ崎等がやっている。その中で、利根町も先進的に、3番目ですからね、先進的な、大したものだなというようには思います。だから、今、そういうことを行うことで、遠山町長が子育て支援課を今年度つくって設置して、子供たちのために力を入れているということがよく理解できました。

また、大野子育て支援課長には、課全体をよくまとめて、県下一の子育て支援課になるよう期待をしております。頑張ってもらいたい。

それに、歳出の27ページで、図書館費の14番の使用料及び賃借料、その中で、図書システム設定変更業務委託、これが業者の変更で変わったと。普通は年度途中でそういうことがないと思うのですけれども、これ途中で変わったというようなことなので、その辺を説明していただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それでは、議案第40号 利根町一般会計補正予算、図書館費につきまして、ご説明申し上げます。

通常、図書館で本を購入しますと、書誌情報登録という作業が必要になります。この書誌情報登録という作業は、本のタイトル、作者名、本の新刊案内番号、Gコード、内容紹介、ジャンル別、原タイトル等の情報を登録しまして、利用者の方が図書検索を容易にするための作業ということでありまして、この書誌情報登録を委託していました業者が、平成28年の9月で業務を終了することになりましたけれども、10月からは別の業者に委託する必要があります。こういったことで、10月からは書誌情報登録業者が変更になりまして、会社ごとにコンピューターシステムが違いますので、現在あるコンピューターシステムを今度新たに委託する会社のコンピューターシステムに変更がありますので、年度の途中ではありますけれども、プログラム変更費用としまして、図書システム設定変更業務委託費としまして、46万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（井原正光君） 石井議員の質疑が終わりました。

次に、10番若泉昌寿議員。

○10番（若泉昌寿君） それでは、質問させていただきます。

まず、款4衛生費、目2予防費につきまして、私、以前に説明を聞いていたのをうっかりしまして、また質疑通告しましたけれども、この件につきましては結構でございます。

それで、款9教育費、目1保健体育総務費につきまして、質疑をさせていただきます。

学校体育施設開放事業、文小学校体育館でございますが、バドミントンコートライン塗装工事でございます。これに関しまして質疑をさせていただきます。

このバドミントンコートライン、体育館の中にバドミントン用のラインを引くことと思いますが、これは、あくまで町民の方の開放ということなので、町民の方だけが使用できるのか。それからもう1点は、現に生徒たちはバドミントンのクラブというものはあるのか、ないのか、その2点ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それでは、議案第40号 利根町一般会計補正予算の保健体育費につきまして説明申し上げます。

生涯学習課では、学校教育に支障のない範囲で、町内小中学校の施設を体育協会所属団体等に貸し出す学校施設開放事業を行っております。

今回の文小学校バドミントンコートライン塗装工事49万7,000円につきましては、町民の利用を促進するものではなく、学校施設開放事業における施設整備の一環として事業を実施するものであります。

現在、この事業を活用しまして、文小学校体育館におきまして二つの団体がバドミントンを行っております。文小学校には、バドミントンラインがないため、利用者は簡易テープを張りまして利用をしております。ただ、簡易テープは1カ月か2カ月しかもたなく、毎回張るわけではありません。通常張りっ放しにしておきますので、児童の方が体育館利用時に滑って危険であるというような指摘が学校からございました。そういったことで、恒久的なラインを引きまして児童の危険を除去したいと考え、今回補正をお願いしております。

現在、文小学校には、屋内スポーツの一環としてバドミントンを実施することはありますけれども、児童のバドミントンクラブは存在はしておりません。このライン塗装工事によりまして、今後、児童のバドミントンの利用が高まる可能性はあります。

以上でございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） よくわかりました。

それで質問ですが、バドミントンのラインを体育館に実際は引くというか、塗装で引いちゃうわけですね。そうしますと、今度、例えばほかのバスケットとか何か、いろいろやっていると思うんですよ、ほかの競技ですか。それ、紛らわしいとかそういうことは起

きないのか、その点を一つお願いします。

それから、議長、町民の方の開放について、関連になりますけれども、駐車の問題について質問できればしたいのですけれども、もしできれば。町民の方が、このバドミントン今度やるわけですね。それに対して、駐車に関して関連が許されれば質問したいのですが。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それでは、お答え申し上げます。

バドミントンコートラインがほかの競技とダブってラインが見やすいか、見やすすくないかという問題なんですけれども、一応、ラインは今引いてある色と別の色を想定しておりますので、紛らわしくないというふうに考えております。

それからもう1点、駐車……。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 駐車について質問できればということなんです、実際に開放するわけですね。そうしますと、バスケットでも何でもやりに来る方は、当然車に乗って来るわけですよ。今回文小ですから。以前にも、そういう問題というか困ったことがあるということで私、聞いたもので、今質問するわけですが。

まず、大体開放してやる方は、夜ほとんどやるわけですね、昼間じゃなく。ということとは、駐車場は文の裏、正門じゃなくて裏側のほうへ利用してくださいと、そちらにとめているわけですね。そうしますと、夜は暗いわけですね。でも、照明はあるんです。照明はあって照明はつけておくんですが、残念ながら田植え時期、それからある程度の期間までは、今度農家の方からその照明を消してもらいたいという、そういう苦情が前にあったんですよ。なぜかという、稲の生育に早く生育しちゃうという、その辺は私もよくわかりませんが、そういう苦情があったもので、今度、正門のほうの表玄関のほうを利用できればということなんです、文小の校長の許可がないとだめなんですよ、とめられないんです、正門のほうは。文小の校長は、ちょっとそれはまずいということだとめられない。ということは、正門のほうは利用できないんです。ですからどうしても裏側。ですから、その一時的なものなんですけれども、照明がつけられない、暗い、そういう苦情があったもので、ここで質疑させていただきました。

以上です。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それでは、お答え申し上げます。

学校施設開放事業における体育館等の利用ですけれども、一応、この事業の規定には、学校教育に支障のない限りで体育館等を開放するというような事業でございます、その駐車場問題につきましては、学校側と何回も協議を重ねております。通常は、第2駐車場ですか、体育館脇のほうの駐車場、あそこを利用してもらっていますけれども、利用者の方から電気がない時期もあるので第1駐車場を開放してほしいというふうな要望がござい

まして、学校側に申し入れをしております。ただ、学校側の回答としましては、第1駐車場は、あくまでも学校関係の利用にしたいということで、体育館利用者等については、第2駐車場にお願いしたいということで、今、そういった状況になっております。

以上です。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑が終わりました。

次に、3番石山肖子議員。

○3番（石山肖子君） 一般会計補正予算の27ページ、9教育費、4社会教育費図書館費について。図書館管理・運営事業、13番委託料と14番使用料及び賃借料、この二つについてお伺いいたします。

先ほど、石井議員のほうから、13委託料図書システム設定変更業務委託についてはお聞きしまして、書誌データを供給する会社が変わったということで理解いたしました。

この14との関係もあると思うんですけども、13委託料というのは、委託先の業者というのは、このTRCのほうにということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（井原正光君） 質疑に対する答弁を求めます。

坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それでは、議案第40号 利根町一般会計補正予算、図書館費13番委託料、14番使用料及び賃借料につきましてご説明申し上げます。

図書システム設計変更業務委託につきましては、先ほど石井議員に説明したとおりでございます。書誌情報登録業者が10月から変更になりますので、各会社とも登録する書誌情報にそんな大きな違いがあるわけではございません。ただ、情報の順番とか違いますので、新たなシステムの設定の変更が必要になるということでございます。

システムを変更する内容でございますけれども、先ほども申しましたとおり、ナンバーとか新刊案内番号、Gコード、マーク種別、後は利用形態とか出版社等の情報を入力することになりまして、これらの項目の配置を今度委託する業者の仕様に合わせるというふうな作業でございます。

それで、システムを変更する業者でございますけれども、システム変更は茨城計算センターを予定しております。また、書誌情報登録はTRC図書館流通センターを予定しております。

また、14番使用料及び賃借料の関係ですけれども、10月から書誌情報を委託する予定のTRC図書館流通センターにつきましては、自社のシステムを採用するときには、一月税込みで2万1,600円かかるということで、今回3カ月分の使用料の補正を計上しております。本来は、10月から3月までの6カ月分を計上するところでございますけれども、業者の好意によりまして3カ月分を免除していただきまして、3カ月分のみを計上しております。

なお、この使用料を払うことで、TRC図書館流通センターの図書館専用ポータルサイトに加入することになりまして、図書の発注や情報収集等の作業が可能になります。

以上でございます。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） それでは、図書館システム本体自体には関係ないということで理解しました。

ランニングコストとして、毎年図書館コンピューターシステム賃借料というのが出ておりますが、これはこれでもう通常どおりの支出になるということで理解いたしました。ありがとうございました。

最後に、町民、利用者のメリット、デメリットとして一つだけお聞きします。

この変更作業というのは、どのくらいかかるかによっては、図書館システムの運用、つまり町図書館の開館にかかわると思うのですが、これは、町民の利用には支障はないのでしょうか。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それでは、お答え申し上げます。

システムの変更につきましては、先ほど申したとおり、大まかな内容は変わりませんので、順番の配置を若干変更する作業ということですので、それほど時間はかかりません。1週間から10日程度を想定しております。住民の方の利用には影響が出ないようにしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井原正光君） 石山議員の質疑が終わりました。

以上で議案第40号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第40号 平成28年度利根町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時09分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（井原正光君） 日程第4，議案第41号 平成28年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第41号 平成28年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第5，議案第42号 平成28年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第42号 平成28年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第6，議案第43号 平成28年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第43号 平成28年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第7，議案第44号 平成28年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第44号 平成28年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（井原正光君） 日程第8，議案第45号 平成28年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので，これから討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは，議案第45号 平成28年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって，議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第9，議案第46号 平成28年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので，これから討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは，議案第46号 平成28年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって，議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第10、議案第48号 平成27年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

坂本啓次決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長坂本啓次君登壇〕

○決算審査特別委員長（坂本啓次君） それでは、3日間にわたり執行部並びに議会の皆さん、本当にお疲れさまでした。これから、第48号に関して報告いたします。

議案第48号 平成27年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

特別委員会は、去る9月7日より8日、9日の3日間にわたり、町長、教育長、担当課長及び担当職員の出席を求め、慎重なる審査を行いました。

平成28年9月6日に付託されました一般会計歳入歳出決算は、歳入は款1の町税から款20の町債まで、歳出は款1の議会費から款12の予備費まで、慎重な審査を行いました。

その結果、いずれの議案も原案を認定するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

ここで、委員長の所見を述べさせていただきます。

歳入総額66億4,154万3,873円でした。歳出総額62億9,484万1,750円でした。歳入歳出差引額3億4,670万2,123円でありました。不用額の中には、無理無駄の節約、契約差金等の差益もありましたが、初年度の予算が十分に活用されなかったのか、それとも予算作成が甘かったのか、今後の執行部の予算編成において問題点や課題を十分踏まえた上で予算作成に取り組んでもらいたい。不用額が生じるということは、住民サービスの低下になりかねないと懸念するところでもあり、不用額の生じない心のこもった町民本位の予算執行をお願いしたいところです。

また、新規事業の中で成果を上げている事業もあり、今後とも我が利根町に合った新規事業等を取り入れながら、予算を組んでもらいたいと思います。

なお、決算特別委員会の審査中の会議の中で、各委員より活発で前向きな質疑がありました。その内容等を踏まえて、執行部各位の次年度の予算編成並びに予算執行に活かされ、反映されることを期待して委員長の報告とさせていただきます。以上。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第48号 平成27年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第48号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第11、議案第49号 平成27年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

坂本啓次決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長坂本啓次君登壇〕

○決算審査特別委員長（坂本啓次君） それでは、報告させていただきます。

議案第49号 平成27年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成28年9月6日に付託されました上記の議案を、委員8名出席のもと、慎重に審査いたしました。その結果、委員長を除く委員7名全委員の賛成を得て、原案を認定することに決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第49号 平成27年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第12、議案第50号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

坂本啓次決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長坂本啓次君登壇〕

○決算審査特別委員長（坂本啓次君） 議案第50号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成28年9月6日に付託されました上記の議案を、委員8名出席のもと、慎重に審査いたしました。その結果、委員長を除く委員7名全委員の賛成を得て、原案を認定することに決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第50号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第13，議案第51号 平成27年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

坂本啓次決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長坂本啓次君登壇〕

○決算審査特別委員長（坂本啓次君） 議案第51号 平成27年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成28年9月6日に付託されました上記の議案を、委員8名出席のもと、慎重に審査いたしました。その結果、委員長を除く委員7名全委員の賛成を得て、原案を認定することに決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第51号 平成27年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第51号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第14，議案第52号 平成27年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

坂本啓次決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長坂本啓次君登壇〕

○決算審査特別委員長（坂本啓次君） 議案第52号 平成27年度利根町介護保険特別会計

歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成28年9月6日に付託されました上記の議案を、委員8名出席のもと、慎重に審査いたしました。その結果、委員長を除く委員7名全委員の賛成を得て、原案を認定することに決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第52号 平成27年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第15、議案第53号 平成27年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

坂本啓次決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長坂本啓次君登壇〕

○決算審査特別委員長（坂本啓次君） 議案第53号 平成27年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成28年9月6日に付託されました上記の議案を、委員8名出席のもと、慎重に審査いたしました。その結果、委員長を除く委員7名全委員の賛成を得て、原案を認定することに決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第53号 平成27年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第16、議案第54号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

坂本啓次決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長坂本啓次君登壇〕

○決算審査特別委員長（坂本啓次君） 議案第54号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成28年9月6日に付託されました上記の議案を、委員8名出席のもと、慎重に審査いたしました。その結果、委員長を除く委員7名全委員の賛成を得て、原案を認定することに決定いたしました。会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第54号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

本案については、お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により、議員を派遣するものであります。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

○議長（井原正光君） 日程第18、常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りいたしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（井原正光君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 平成28年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月6日から本日まで、通算11日間にわたり行われました今期定例会では、今年度の補正予算を初め、条例の制定や改正、また平成27年度の決算認定など、合計17件の案件をご提案申し上げましたところ、議員の皆様方には慎重なるご審議をいただきました結果、全て原案のとおり可決並びにご承認をいただき、心より御礼を申し上げます。

また、本定例議会中、9月7日から3日間の日程で行われました決算審査特別委員会、そして12日、13日、14日の一般質問、さらには本日の議案質疑など、それぞれの審議の過程で議員の皆様からいただきましたご意見、またご要望等につきましては、大変貴重なものと受けとめ、今後の町政運営の参考にさせていただきたいと思っております。

今定例会の冒頭でも触れましたが、昨今の景気は緩やかな回復基調が続いており、雇用面でも有効求人倍率が24年10カ月ぶりの高水準、また、完全失業率も21年2カ月ぶりの低水準とのことで、改善傾向が続いているとの見方がされているところであります。

当町の財政状況につきましては、経常収支比率が対前年比で5.6ポイント改善し、公債費負担比率は対前年比1.2ポイント低下、さらに実質公債費比率は3.9%と、昨年度に引き続き改善傾向にあり、財政の健全化が着実に進んでいると判断しているところでございますが、現在、町は人口減少問題を初め、地域活性化や産業の振興、また基盤整備事業や防災対策の強化、さらには教育や文化の充実など、さまざまな分野で課題を抱えているところでもございます。引き続き、利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略を柱に、各施策を確実に実行していくとともに、一方でさらなる行財政改革に取り組みながら、社会経済情勢の動向も視野に入れた効果的かつ効率的な町政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

間もなく10月ということで、平成28年度も折り返し地点に差しかがろうとしております

が、一つ一つ課題解決に努めながら職務遂行に当たってまいりますので、議員の皆様方には、今後も引き続き町政に対するご理解とご協力を心よりお願いを申し上げ、閉会に当たりましての私からの挨拶とさせていただきます。

11日間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。

○議長（井原正光君） 発言が終わりました。

○議長（井原正光君） 以上で本定例会の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成28年第3回利根町議会定例会を閉会します。

次回の平成28年第4回定例会は、平成28年12月6日火曜日の開会を予定しております。

大変お疲れさまでした。

午前11時43分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 井原正光

署名議員 坂本啓次

署名議員 高橋一男